

地方支分部局等における指導監督行政  
(立入検査)に関する調査結果に基づく通知

平成18年12月

総務省行政評価局

## 前 書 き

各府省は、所管法令に基づき、事業者等に対する指導監督行政の一環として各種の立入検査を実施している。立入検査は、所管の大臣がこれを行うこととされているが、その権限の一部は地方支分部局等（施設等機関を含む。以下同じ。）の長に委任されている。

しかしながら、国の地方支分部局等が行う立入検査の種類、権限の所在・根拠、対象事業者、定期検査等の実施状況、行政上密接に関連する他の行政機関との連携状況等の実態（全体像）は、これまで十分明らかにされていない。

また、立入検査は、行政目的を達成するために的確かつ効果的・効率的に行われるとともに、検査を受ける事業者等の負担の軽減にも十分配慮して行われる必要があるが、国の地方支分部局等の管轄区域を越えて事業活動を展開する事業者等に対する立入検査が的確に行われていないものや、同一の事業者等に対し行政上密接に関連する複数の行政機関が立入検査を行う場合、実施時期の調整や徴収資料の簡素化等が十分考慮されず事業者等の負担となっているとの指摘もある。

この調査は、以上のような状況を踏まえ、国の地方支分部局等における指導監督行政（立入検査）の実施状況を調査し、その実態（全体像）を明らかにするとともに、関係行政の改善に資することを目的として実施したものである。

## 目 次

1	地方支分部局等が行う立入検査の現況	1
(1)	立入検査の実態の把握方法	1
(2)	立入検査の実態の把握結果	2
2	調査の結果、改善の必要性が認められる事項	10
(1)	地方支分部局等の管轄区域を越えて事業を行う者に対する 的確な立入検査の実施	10
(2)	立入検査の実施に係る関係機関の連絡・調整の推進	16
ア	立入検査の実施時期・方法等について、本省庁では関係 機関で必要な調整等を行うよう指示しているが、徹底され ていない事例	17
イ	立入検査の実施方法について、関係機関の連携・調整を 図るよう本省から指示する必要がある事例	23
ウ	立入検査時に徴する資料の簡素化が必要な事例	28
エ	立入検査の結果把握された情報提供の推進が必要な事例	30
オ	所見	32

## 1 地方支分部局等が行う立入検査の現況

各府省は、一定の行政目的を達成するため、所管法令に基づき、事業者等に対する指導監督上行う各種の立入検査、臨検、検査等（以下、これらを総称して「立入検査」という。）を実施している。これらの立入検査は、所管の大臣がこれを行うこととされているが、その効率的・効果的な実施を図る等の観点から、その権限の一部は地方支分部局等（施設等機関を含む。以下同じ。）の長に委任されているほか、地方公共団体により行われている。

今回、国の地方支分部局等が行っている事業者等に対する立入検査について、事業者等の事業活動の広域的展開への的確な対応、事業者等の負担の軽減等の観点から、その実態を把握・公表し、関係者の業務の参考に資することとした。立入検査の実態の把握方法及び把握結果は、以下のとおりである。

### (1) 立入検査の実態の把握方法

#### ア 立入検査の範囲

把握の対象とした立入検査は、法律において、「立入検査」、「立入」、「立ち入」、「検査」及び「臨検」の用語を使用しているものとした。

ただし、事業者等に対する指導監督行政の一環として行われる立入検査とは性質が異なる、i) 警察、審判等に係る立入検査（警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 6 条等）、ii) 税法に基づく立入検査（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 234 条等）、iii) 主として行政機関、特殊法人、認可法人、独立行政法人等を対象とした立入検査（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 64 条等）、iv) 有事の際に行われる立入検査（自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 103 条等）は除いた。

#### イ 立入検査の数え方の基準

立入検査の数え方については、原則として立入検査の根拠法律の項（項に細分されていない場合は条。以下同じ。）ごとにそれぞれ 1 検査として数えた。

ただし、

- ① 準用規定により設定された立入検査については、準用の対象となる規定に基づく立入検査とは別個に数えた。

- ② 複数の府省庁が所管している立入検査については、それぞれ所管している府省庁ごとに別個の立入検査として数えた。

## (2) 立入検査の実態の把握結果

### ア 把握結果の概要

- (ア) 前述の方法により把握した結果、法律に基づく立入検査数は、平成17年9月30日現在（環境省については、地方環境事務所が設立された平成17年10月1日現在。以下同じ。）1,025である。

これを、立入検査の実施主体別にみると、国が874検査（国が立入検査を行うこととされているものすべて）、地方公共団体が151検査（地方公共団体のみが立入検査を行うこととされているもの）となっている。また、国が実施主体となっている立入検査のうち、395検査は、地方支分部局等の長に立入検査の権限が委任されている。

表1 立入検査の実施主体別検査数

（単位：検査、法律）

立入検査の実施主体		検査数〔法律数〕
国（各省庁大臣）		874〔453〕
内 訳	地方支分部局等の長に立入検査権限が委任されているもの	395〔189〕
	地方支分部局等の長に立入検査権限が委任されていないもの	479〔264〕
地方公共団体の長		151〔106〕
計		1,025〔559〕

- (注) 1 当省の調査結果による。調査時点は、平成17年9月30日現在である（環境省は平成17年10月1日現在）。  
 2 立入検査の実施主体が地方公共団体となっているものは、地方公共団体のみが立入検査を行うこととされている件数を計上している。  
 3 法律数は、延べ数である。

- (イ) また、地方支分部局等の長に立入検査権限が委任されている395検査について、立入検査権限を有している者の状況は、次のとおりである。

i) 各省庁の大臣及び地方支分部局等の長が立入検査権限を有しているもの240が検査（60.8%（パーセント））、ii) 各省庁の大臣、地方支分部局等の長及び地方公共団体の長が立入検査権限を有している

ものが105検査（26.6％）、iii）地方支分部局等の長のみが立入検査権限を有しているものが23検査（5.8％）、iv）地方支分部局等の長及び地方公共団体の長のみが立入検査権限を有しているものが8検査（2.0％）、v）その他労働基準監督官等、特定の官職にある者が立入検査権限を有しているものが19検査（4.8％）となっている。

表2 立入検査権限の委任状況

（単位：検査、％、法律）

区 分	検査数〔法律数〕
①各省庁の大臣及び地方支分部局等の長が立入検査権限を有しているもの	240(60.8)〔97〕
②各省庁の大臣、地方支分部局等の長及び地方公共団体の長が立入検査権限を有しているもの	105(26.6)〔68〕
③地方支分部局等の長のみが立入検査権限を有しているもの	23( 5.8)〔18〕
④地方支分部局等の長及び地方公共団体の長のみが立入検査権限を有しているもの	8( 2.0)〔8〕
⑤その他労働基準監督官等、特定の官職にある者が立入検査権限を有しているもの	19( 4.8)〔16〕
合 計	395(100.0)〔207〕

(注) 1 当省の調査結果による。調査時点は、平成17年9月30日現在である（環境省は平成17年10月1日現在）。

2 ( )内は、合計に対する構成比である。

3 法律数は、延べ数である。

## イ 国の地方支分部局等が行っている立入検査の現況

前述の国の地方支分部局等の長に権限が委任されている事業者等に対する立入検査395検査は、表3に掲げる10省庁21種類の地方支分部局等で実施されている。今回、その中から個別に10省庁26地方支分部局等について、その実態を調査した結果は、以下のとおりである。

なお、それぞれの立入検査の概要については、別冊の「国の立入検査現況表」を参照されたい。また、同現況表に、税法に基づく立入検査のうち主要なものについてその実施状況等を参考情報として掲載した。

### (7) 立入検査の実施機関

今回調査した地方支分部局等の長に権限が委任されている395検

査を所管省庁別にみると、国土交通省が96検査（24.3%）、厚生労働省が85検査（21.5%）、金融庁が83検査（21.0%）等の順となっており、これら3省庁で全体の約67%を占めている。

また、所管省庁別に区分した上で、地方支分部局等別にみると、財務局（金融庁）が83検査（21.0%）、地方運輸局が56検査（14.2%）等の順となっている。

表3 省庁別の立入検査数

（単位：検査、%）

省庁名	地方支分部局等名	立入検査等検査数	
			省庁計
金融庁	財務局	83	83(21.0)
総務省	総合通信局	5	5(1.3)
法務省	地方更生保護委員会	1	1(0.3)
財務省	財務局	9	20(5.1)
	税関	4	
	国税局	7	
文部科学省	原子力事務所	1	1(0.3)
厚生労働省	地方厚生局	38	85(21.5)
	都道府県労働局	16	
	地方社会保険事務局	30	
	検疫所	1	
農林水産省	地方農政局	31	33(8.4)
	漁業調整事務所	1	
	動物検疫所	1	
経済産業省	経済産業局	36	45(11.4)
	産業保安監督部	9	
国土交通省	地方整備局	18	96(24.3)
	地方運輸局	56	
	地方航空局	8	
	管区气象台	8	
	管区海上保安本部	6	
環境省	地方環境事務所	26	26(6.6)
合計			395(100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。調査時点は、平成17年9月30日現在である（環境省は平成17年10月1日現在）。

2 ( )内は、合計に対する構成比である。

なお、これらの立入検査業務に従事している職員数は、兼務者を含め省庁全体でおおむね2万8,000人となっている。

#### (イ) 立入検査の対象事業者の業種別の状況

今回調査した立入検査395検査の対象事業者について、日本標準産業分類に基づく業種別の状況を調査した結果は、以下のとおりである。

- ① 労働基準法第101条第1項に基づき労働基準監督官が行う立入検査のように全産業（業種）を対象とするものが78検査（19.7%）、個別の関係法律に基づいて個別の産業（業種）を対象とするものが317検査（80.3%）となっている。

表4 立入検査対象事業者の業種別の立入検査数

（単位：検査、%、法律）

区 分	立入検査数 [法律数]
全産業（業種）	78 (19.7) [49]
個別産業（業種）	317 (80.3) [157]
計	395(100.0) [206]

- (注) 1 当省の調査結果による。調査時点は、平成17年9月30日現在である（環境省は平成17年10月1日現在）。  
 2 ( )内は、合計に対する構成比である。  
 3 法律数は、延べ数である。

- ② 個別の産業（業種）を対象とする立入検査317検査について、対象事業者の業種別の状況をみると、卸売・小売業が78検査（19.5%）で最も多く、以下、金融・保険業66検査（16.5%）、製造業65検査（16.3%）等の順となっている。

なお、立入検査対象事業者数について、総務省の平成16年事業所・企業統計調査によれば、卸売・小売業が162万6,443事業者（28.4%）、サービス業が107万6,719事業者（18.8%）、飲食店、宿泊業が80万2,707事業者（14.0%）等の順となっている。

表5 個別の産業（業種）別の立入検査数と事業者数

(単位：検査、事業者、%)

業種名	(参考)事業者数 (全国ベース)	立入検査数
卸売・小売業	1,626,443	78 (19.5)
金融・保険業	85,573	66 (16.5)
製造業	576,412	65 (16.3)
運輸業	130,056	54 (13.5)
医療、福祉	275,499	50 (12.5)
サービス業	1,076,719	30 (7.5)
農林漁業	18,518	16 (4.0)
複合サービス業	30,587	11 (2.8)
鉱業	3,287	9 (2.3)
教育、学習支援業	164,333	8 (2.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	3,073	5 (1.3)
建設業	564,352	3 (0.8)
不動産業	316,471	3 (0.8)
飲食店、宿泊業	802,707	1 (0.3)
情報通信業	54,462	1 (0.3)
合計	5,728,492	400(100.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。調査時点は、平成17年9月30日現在である（環境省は平成17年10月1日現在）。
- 2 一つの立入検査で、複数の業種を対象とするものがあるため、個別産業を対象とする317検査と立入検査数の合計は一致しない。
- 3 ( )内は、合計に対する構成比である。
- 4 「業種別」は、日本標準産業分類に基づいて分類した。
- 5 各業種の全国ベースでの事業者数は総務省の「平成16年事業所・企業統計調査」の結果から引用した。
- 6 立入検査の中には各業種のうち特定の事業者のみを対象とするものもあることから、事業者数は参考として掲載した。

#### (ウ) 立入検査の実施方法等

国の地方支分部局等が行っている事業者等に対する立入検査395検査について、その実施方法（定期検査、随時検査）及びマニュアル等の策定状況を調査した結果は、以下のとおりである。

## ① 立入検査の実施方法

立入検査の実施方法は、一定の周期等を定めるなどにより定期的に実施されるものと、不正の発覚や事故の発生、その他必要に応じて実施されるものとに区分される。

今回調査した国の地方支分部局等が行っている事業者等に対する立入検査395検査の実施方法をみると、定期的に検査を行う仕組みが設けられているもの（以下「定期検査」という。）が106検査（26.8%）、定期的に検査を行う仕組みが設けられていないもの（以下「随時検査」という。）が289検査（73.2%）となっている。

## ② 立入検査に係るマニュアル等の策定状況

今回調査した395検査について、立入検査の実施手順、実施要領等を規定した「マニュアル」や実際の立入検査等に当たって具体の調査事項等を規定した「チェックリスト」の策定状況をみると、  
i) マニュアルは184検査（46.6%）において、チェックリストは137検査（34.7%）において策定されている、  
ii) マニュアルとチェックリストの双方を策定しているものが129検査（32.7%）、マニュアルとチェックリストのいずれも策定していないものが203検査（51.4%）となっている。

マニュアルを策定した場合はおおむねチェックリストも策定されているが、どちらか一方のみが策定されるケースは少ない傾向がうかがえる。

表6 マニュアル・チェックリストの策定状況

(単位：検査、%)

区 分		チェックリストの策定状況		
		あり	なし	合計
マニ ュ アルの策 定状況	あり	129(32.7)	55(13.9)	184 (46.6)
	なし	8 (2.0)	203(51.4)	211 (53.4)
	合計	137(34.7)	258(65.3)	395(100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。調査時点は、平成17年9月30日現在である（環境省は平成17年10月1日現在）。

2 ( )内は、合計に対する構成比である。

さらに、マニュアルやチェックリストの策定状況及び立入検査の実施方法（定期検査、随時検査の別）との関連についてクロス分析した結果、次のような状況がみられた。

定期検査106検査のうち80検査（75.5%）は、マニュアルとチェックリストの双方が策定されているが、随時検査289検査のうち195検査（67.5%）は、マニュアル及びチェックリストのいずれも策定されていない。

このように、定期検査は、随時検査に比べて、マニュアルやチェックリストが整備されている状況がうかがえる。

表7 マニュアルの策定と立入検査の実施方法の関係

(単位：検査、%)

マニュアル等の策定状況		立入検査の実施方法		
マニュアル	チェックリスト	随時検査	定期検査	計
○	○	49 (17.0)	80 (75.5)	129
○	×	43 (14.9)	12 (11.3)	55
×	○	2 (0.7)	6 (5.7)	8
×	×	195 (67.5)	8 (7.5)	203
合計		289(100.0)	106(100.0)	395

(注) 1 当省の調査結果による。調査時点は、平成17年9月30日現在である（環境省は平成17年10月1日現在）。

2 「○」は策定していること、「×」は策定していないことを示す。

3 ( )内は、合計に対する構成比である。

なお、定期検査を行うこととしているもののうち7.5%は、マニュアルもチェックリストも策定されていないが、その理由について関係府省は、法令で具体的検査事項が明らかにされていること、所管行政に係る包括的な立入検査マニュアルが策定されていることを挙げている。

## 2 調査の結果、改善の必要性が認められる事項

今回、国の地方支分部局等の長に立入検査権限が委任されている395検査について、事業者等の事業活動の広域的展開への的確な対応、立入検査を受ける事業者等の負担の軽減等の観点から、その実施状況を調査した結果、次のとおり、改善の必要性が認められる事項がみられた。

### (1) 地方支分部局等の管轄区域を越えて事業を行う者に対する的確な立入検査の実施

ア 事業者等の中には、地方支分部局等の管轄区域を越えた地に従たる事務所・営業所等（以下「支店」という。）を設置し、事業活動を全国規模で展開しているものがある。このような事業者等に対する立入検査は、本店、主たる事務所・営業所等（以下「本店」という。）だけではなく支店に対しても的確に行われることが重要である。

しかしながら、例えば、地方支分部局等の管轄区域内に本店を有する事業者等（以下「所管事業者」という。）の支店であって当該地方支分部局等の管轄区域内に所在するもの（以下「所管事業者の管内支店」という。）のみを立入検査の対象としている場合は、①所管事業者の支店のうち他の地方支分部局等の管轄区域内に所在するもの（以下「所管事業者の管外支店」という。）や、②自らの管轄区域内に所在する他の地方支分部局等の所管事業者の支店（以下「非所管事業者の管内支店」という。）が立入検査の対象から漏れるおそれがある。

このような事態を避けるためには、本省、地方支分部局等の立入検査権限を有する機関が適切な役割分担をし、的確に立入検査を行うことが必要である。

イ 今回、銀行、証券会社、貸金業者、建設業者等立入検査の対象事業者の多くが地方支分部局等の管轄区域を越えて事業活動を展開しているとみられるものに対する立入検査を20検査抽出し、地方支分部局等における立入検査の実施状況を調査した結果は、次のとおりである。

(ア) 地方支分部局等における立入検査の実施方針をみると、①所管事業者の本店及び支店のすべて（所管事業者の管外支店を含む。）を立入検

査の対象としているものが13検査、②これに加え、非所管事業者の管内支店も立入検査の対象としているものが6検査となっており、これら19検査については、立入検査に係る地方支分部局等の役割分担は、事業者等の事業活動の広域展開に対応した形で設定されている。

ちなみに、東海財務局（金融庁）は、銀行法及び証券取引法に基づく事業者への立入検査の対象範囲を上記①としているが、その理由について、金融機関については、本店を所管する財務局が、他の財務局管内にある事業者の支店をも併せて調査することにより、同じ視点で問題を認識できることから、この方法が望ましいとしている。

- (イ) 一方、海上運送法（昭和24年法律第187号）第25条第1項に基づく立入検査については、次のとおり、各地方支分部局における立入検査の実施方針が区々となっていることから、定期検査等の対象となる施設等であるにもかかわらずいずれの地方支分部局においても立入検査の対象とされていない施設等がみられた。

## **（事例）海上運送法第25条第1項に基づく立入検査（国土交通省）**

### **a 制度の概要**

海上運送法第25条第1項は、国土交通大臣は定期航路事業、人の運送をする不定期航路事業等に使用する船舶、事業場等について立入検査を行うことができる旨を規定しており、この権限は、海上運送法施行令（昭和30年政令第276号）第2項により地方運輸局長も行うことができることとされている。

この立入検査の対象となる輸送施設等の所在地と、船舶運航事業の許可権限を有する地方運輸局長の管轄区域との関係を整理すると、次のとおり3つの類型<sup>(注)</sup>に分けることができる。

- ① 管轄区域内に所在する輸送施設等のうち、自ら許可した定期航路事業等に使用する輸送施設等（以下「管内自局許可施設」という。）
- ② 管轄区域内に所在する輸送施設等のうち、他の地方運輸局長が許可した定期航路事業等に使用する輸送施設等（以下「管内他局許可施設」という。）

③ 管轄区域外に所在する自ら許可した定期航路事業等に使用する輸送施設等（以下「管外自局許可施設」という。）

(注) 海上運送法に基づく立入検査は、航路ごとに許可等を受けた定期航路事業者等が当該事業に使用する輸送施設等を対象としていることから、前述2-(1)-イ-ア)で記載した本店、支店等の区分がない。このため、上記のように整理した。

**b 調査結果**

(a) 輸送施設等に対する海上運送法第25条第1項に基づく地方運輸局長の立入検査権限の範囲と地方運輸局の立入検査の実施方針及び実施状況を平成18年6月現在で調査した結果は、次のとおりである。

① 国土交通本省では、地方運輸局長は、上記3類型すべての輸送施設等に対し、立入検査を実施することができるとしている。

② しかし、今回、調査対象とした8地方運輸局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国及び九州運輸局）及び沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）における立入検査の実施方針等をみると、次のとおり、立入検査の対象に関して各地方運輸局等間で異なる取扱いがなされている。

i) 3類型の施設すべてを立入検査の対象としているもの（2地方運輸局等（北海道及び九州））

ii) 許可権者の如何にかかわらず、管轄区域内にある定期航路事業等に使用する輸送施設等（管内自局許可施設及び管内他局許可施設）のすべてを立入検査の対象としているもの（2地方運輸局等（関東及び中部））

iii) 自らが許可した定期航路事業等に使用する輸送施設等（管内自局許可施設及び管外自局許可施設）について、管轄区域内にある場合はもとより、管轄区域外にある場合でも立入検査の対象としているもの（4地方運輸局等（東北、近畿、中国及び四国））

iv) 管轄区域内にある自らが許可した定期航路事業等に使用する輸送施設等（管内自局許可施設）のみを立入検査の対象と

しているもの（1 地方運輸局等（沖縄総合事務局））

表 8 地方運輸局等における立入検査の実施方針

区 分	立入検査対象施設等			左の実施方針を採 る地方運輸局等
	管内自局 許可施設	管内他局 許可施設	管外自局 許可施設	
上記 i) に該当する もの	○	○	○	北海道、九州
上記 ii) に該当する もの	○	○	×	関東、中部
上記 iii) に該当する もの	○	×	○	東北、近畿、 中国、四国
上記 iv) に該当する もの	○	×	×	沖縄総合事務局

(注) 当省の調査結果による。調査時点は、平成18年 6月30日現在である。

上記のように、各地方運輸局等の立入検査の実施方針が異なっているため、次のとおり、いずれの地方運輸局等においても立入検査の対象とされない輸送施設等が生じている。

すなわち、関東、中部及び沖縄の地方運輸局等は、管外自局施設等を立入検査の対象としておらず、他方、東北、近畿、中国及び四国の地方運輸局等は、管内他局許可施設を立入検査の対象としていないため、次のような場合は、全く立入検査の対象とされない輸送施設等が生じている。

- ① 関東又は中部運輸局が許認可等した定期航路事業等に使用する輸送施設等が、東北、近畿、中国若しくは四国運輸局又は沖縄総合事務局管内にある場合
- ② 沖縄総合事務局が許認可等した定期航路事業等に使用する輸送施設等が、東北、近畿、中国又は四国運輸局管内にある場合

また、今回、9 地方運輸局等が許可した航路のうち複数の地方運輸局等の管轄にまたがるものすべて（74 航路）について、平成 14 年度から 16 年度における立入検査の実施状況を調査した結果、上

記①に該当する輸送施設等のうち、いずれの地方運輸局等においても立入検査が実施されていないものが、関東運輸局が許可した1航路について2輸送施設等（高知港及び那智勝浦港に所在する輸送施設等）認められた。

- (b) 国土交通省は、平成17年4月に海上運送事業の活性化 のための船員法等の一部を改正する法律（平成16年法律第71号）の施行により、各地方運輸局等に海事関係の執行官として運航労務監理官を設置した。運航労務監理官は、旅客船・貨物船の運航管理に関する監査等を行う運行監理官と、船員の労働条件に関する監査等を行う船員労務官を統合した組織であり、海上運送法、船員法等に関する指導監督権限を広く有する執行官により、効率的かつ効果的な監査等を行うことを目的に設置されたものである。

運航労務監理官の設置に伴い、国土交通省は、「運航労務監理官執務要領」（平成17年3月28日付け国海旅第44号、国海貨第70号、国海政第188号、国海働第268号及び国会資源342-2号国土交通省海事局長通知。以下「局長通知」という。）を発出し、運航労務監理官は、配置局の管轄区域内において職務権限を行使することを原則とする旨規定している。

すべての地方運輸局等において、上記局長通知の規定に従った立入検査の実施方針を採用していれば、前述(a)にみられるような、いずれの地方運輸局等においても立入検査の対象とされない輸送施設等は発生しないこととなる。しかし、今回、調査対象とした9地方運輸局等のうち、局長通知に従った立入検査の実施方針としているものは、2地方運輸局等（関東及び中部（許可権者の如何にかかわらず、管轄区域内にある許可船舶航路事業者等が使用する輸送施設等のみを立入検査の対象とする。))のみであり、立入検査の対象範囲についての局長通知の徹底が図られていない。

なお、地方運輸局等の中には、自ら許可等を行ったものについては、管轄区域を越えて立入検査を行うべきとする意見もみられる。

### c 原因

前述のように、定期航路事業等の許可権限を有する地方運輸局等も当該定期航路事業等に使用する輸送施設等が所在する区域を管轄する地方運輸局等のいずれもが立入検査を実施していない輸送施設等がみられたが、その原因としては、当該事例が発生した平成 16 年度当時は、各地方運輸局等が行う立入検査の実施方針等に関し、国土交通省から特段の指導がなされておらず、その結果、各地方運輸局等は、前述のとおり、管轄区域や許認可等権限の及ぶ範囲等を考慮の上、それぞれ、独自に立入検査の対象範囲を定めてきたことが挙げられる。

なお、その後、平成 17 年 3 月に局長通知を発出し、運航労務監理官の立入検査の対象範囲を定めているものの、地方運輸局等に対し当該通知の趣旨が十分徹底されていないことから、各地方運輸局等の立入検査の実施方針等が区々となっており、このため、今後も上記と同様の事例が発生することが懸念される状況にある。

### d 所見

したがって、国土交通省は、立入検査を的確かつ効果的・効率的に行う観点から、地方運輸局等に対し、海上運送法第 25 条第 1 項に基づく地方運輸局等の立入検査の対象範囲と管轄区域との関係を明確に示し、速やかに改善措置が講じられるよう指導すること。

## (2) 立入検査の実施に係る関係機関の連絡・調整の推進

立入検査は、行政機関の職員が行政法規の執行を確保するため、監督的立場において、監督を受ける事業者等の営業所、事務所、事業場、工場、又は、場合によっては、住所等に、質問のため又は帳簿書類その他の物件の検査若しくは調査等のため立ち入ることとされている。

立入検査は、それを受ける事業者等に対して通常の事業活動以外の負担を生じさせるため、その実施に当たっては、できるだけ、事業者等の負担の軽減に努めるよう、実施時期や実施内容等について、関係機関において十分配慮し、必要な調整等を行うことが必要である。特に、事業者等が複数の法律に基づく規制の対象となっているため、複数の行政機関による立入検査が行われる仕組みとなっている場合は、関係機関の調整等が重要であり、中には、立入検査の実施時期や対象事業者の選定について、あらかじめ関係機関と調整して行うよう指導している省庁もある。

今回、国の地方支分部局等が行う395検査に関して、事業者等の負担の軽減等を図る観点から、同一の事業者等に対し複数の機関が立入検査を行っているものについて調査した結果、次のような事例がみられた。

- ① 同一の事業者等に対し複数の行政機関が立入検査を行う場合、本省庁は、関係機関で定期的な事前協議等を行い、計画的・効率的に業務を遂行するよう指導しているが、国の地方支分部局等や都道府県等の関係部局においてその指導が徹底されていないもの（2事例。後述ア参照）
- ② 同一事業者等に対し複数の行政機関が立入検査を行う場合の実施時期について、事業者負担の軽減の観点から、関係機関の連絡・調整の仕組みを設けるなど、必要な措置を講ずる必要があるもの（1事例。後述イ参照）
- ③ 同一事業者等に対し複数の行政機関が立入検査を行う場合に各機関が徴収している資料について、一部が重複しており、その簡素化を図る必要があるもの（1事例。後述ウ参照）
- ④ 同一事業者等に対し複数の行政機関が立入検査を行う場合、検査結果を相互に通報する仕組みが整備されているが、これが励行されていない

もの（1事例。後述エ参照）

ア 立入検査の実施時期・方法等について、本省庁では関係機関で必要な調整等を行うよう指示しているが、徹底されていない事例

（事例1）

海上運送事業者に対する地方運輸局等と管区海上保安本部の総点検  
（国土交通省）

a 地方運輸局等と管区海上保安本部が行う海上運送事業者に対する  
総点検の概要

国土交通省は、陸・海・空にわたる輸送機関等について、自主点検等を通じた安全性の向上を図るとともに、輸送安全等に対する意識の高揚を図るため、毎年度、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」（以下「総点検」という。）を実施している。

このうち海上運送事業者に係る総点検については、i）地方運輸局等は、海上運送法第25条第1項に基づく立入検査として、ii）管区海上保安本部は、海上保安庁法（昭和23年法律第28号）第2条（海上保安庁の任務）及び同法第5条（海上保安庁の所掌事務）に基づく訪船指導（航行安全思想の普及・啓発等）として、それぞれ実施している。

総点検の実施に当たっては、毎年度、国土交通事務次官通知により総点検の実施要綱が示され（平成17年度にあつては、「平成17年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要綱」（平成17年10月31日国土交通省））、実施期間（平成17年度にあつては17年12月10日から18年1月10日まで）、毎年度の重点点検事項等が示されているほか、総点検は、関係行政機関との密接な連絡の下、その協力を得て実施するものとされている。

海上運送事業者に対する総点検は、総点検の実施要綱に基づき、国土交通省海事局長及び海上保安庁長官が実施計画等を定めて行われており、当該計画等においても、地方運輸局等と管区海上保安本部等が互いに連絡を取り合い、対象事業者に過度の負担が生じないように行うこととされている。平成17年度における実施計画等の概要等は、

次のとおりである。

**i) 地方運輸局等による総点検**

地方運輸局等が行う総点検の実施方法等については、「平成 17 年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施計画」（平成 17 年 11 月 14 日海事局）に基づいて全国の地方運輸局等で海上運送事業者に対する総点検が行われた。当該実施計画では、「地方運輸局等における点検の実施に当たっては、管区海上保安本部等と十分に連絡を取り合い、対象事業者が海上保安庁の行う点検と重複する場合には時間を合わせて実施する等、対象事業者に過度の負担が掛からないよう、合理的に進められたい。」とされている。

**ii) 管区海上保安本部による特別警戒**

管区海上保安本部（海上保安部等を含む。以下同じ。）が行う特別警戒の実施方法等については、「年末年始特別警戒及び航路標識の総点検について」（平成 17 年 11 月 7 日付け海上保安庁長官通知）に基づいて全国の管区海上保安本部で海上運送事業者に対する特別警戒が行われた。当該通知では、「地方運輸局等の行う総点検と管区海上保安本部の行う立入検査の実施に関しては、事前に十分打ち合わせを行うとともに、地方運輸局等から巡視船艇の便宜供与、海難船舶及びぐ犯船舶等に関する資料等の提供等について協力要請があった場合には、業務に支障のない範囲内で協力すること。」とされている。

**iii) 総務省中国四国管区行政評価局による行政評価・監視結果への対応**

平成 15 年度に総務省中国四国管区行政評価局が実施した「旅客船・カーフェリー等の安全確保及び利便向上対策に関する行政評価・監視」結果に基づく通知に対する改善措置として、国土交通省は各地方運輸局等及び管区海上保安本部に対して「行政評価・監視結果を踏まえた今後の対応について」（平成 16 年 3 月 29 日付け国海旅第 48 号・保交安第 94 号国土交通省海事局国内旅客課長・海上保安庁交通部安全課長連名通知。以下「行政評価・監視対応通知」

という。)を発出している。この中で、「国土交通省が実施する「海の月間」、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」と海上保安庁が実施する「全国海難防止強調運動」、「年末年始特別警戒及び航路標識の総点検」の重複期間については、双方で定期的に事前協議を行い、同一船舶への訪船指導等については、時間を合わせて実施するなど、計画的・効率的な業務を遂行するよう周知徹底されたい。」と規定している。

#### **b 地方運輸局等及び管区海上保安本部における総点検の実施状況**

地方運輸局等及び管区海上保安本部における総点検の実施状況について、9地区（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州及び沖縄）を管轄する9地方運輸局等及び9の管区海上保安本部における平成16年度及び17年度の実績を調査した結果は、次のとおりである。

- ① 総点検は、各地区の対象事業者の状況等に応じて行われるため、その実施回数も各地区によって異なっている。例えば、平成17年度の実績を見ると、中国地区では、中国運輸局が8事業者、第六管区海上保安本部が9事業者となっているが、近畿地区では、近畿運輸局が18事業者、第五管区海上保安本部が38事業者となっている。
- ② このうち、地方運輸局等と管区海上保安本部の合同による総点検（以下、複数の行政機関が合同して行う立入検査を「合同検査」という。）の実施状況をみると、すべての地区において、毎年度、合同検査が行われている。実施回数は、沖縄地区が最も多く（平成16年度18事業者、17年度13事業者）、次いで東北地区（16年度12事業者、17年度13事業者）、近畿地区（16年度10事業者、17年度7事業者）等となっている。
- ③ しかしながら、4地区（中部、中国、四国及び沖縄）においては、合同検査も行われているが、同一の事業者に対して同一年度内（本事例においては総点検期間内）に両機関がそれぞれ独自に総点検を行っている例（以下、複数の行政機関が同一の事業者に対して同一年度内に立入検査を重複して行うものを「重複検査」という。）が

みられた。重複検査が行われた事業者数は、沖縄地区が12事業者、中部地区が5事業者、中国地区が2事業者、四国地区が1事業者となっている。なお、沖縄地区の場合、重複検査が行われた12事業者のうち7事業者は1週間以内に行われている。

#### c 原因

重複検査が生じている原因は、次のとおり、実施要綱等の指示や行政評価・監視対応通知の趣旨が地方支分部局に徹底されていないことによるものと考えられる。

地方運輸局等と管区海上保安本部においては、合同検査の実施の協議は行われているものの、合同検査を実施することについての合意が整ったケース及び合意後やむを得ない事情が生じた場合を除き、総点検の実施時期・方法等についての十分な調整等を行うことなく、独自の計画を策定し実施している。

#### d 関係事業者の意見

今回調査した9地方運輸局等及び9の管区海上保安本部の総点検（平成16年度及び17年度）を受けた事業者の中から31事業者を抽出し、合同検査の実施等に関する意見を聴取した結果は、次のとおりである。

- ① 合同検査を受けたことのある事業者（25事業者）は、事業者の規模に関係なく、ほとんどの事業者（22事業者）が引き続き合同検査の実施を希望している。
- ② 重複検査を受けたことのある事業者（6事業者）のうち3事業者は単独実施を、2事業者は合同実施を希望し、1事業者はどちらでもよいとしている。単独実施を希望する理由について、「船舶が小さいため、合同検査の場合には対応が難しい。」としているものが2事業者あり、いずれも事業規模が小さい事業者の意見である。他方、合同検査を希望する理由については、1事業者が「合同の場合には1回の対応で済むので負担が少ない。」ことを挙げており、他の1事業者は「両機関とも同じような検査内容であるので合同で実施してほしい。」としている。

## (事例 2)

農薬及び毒劇物の販売業者に対する都道府県等の立入検査（厚生労働省、農林水産省）

### a 立入検査の概要

- ① 農薬の販売者に対する立入検査は、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第13条第1項の規定に基づき、農林水産大臣及び都道府県知事（注1）が、同項に掲げる各条項の施行に必要な限度で、また、同条第3項の規定に基づき都道府県知事（注2）が同条第1項に基づくもののほか、法律の施行に必要であると認められる場合に行うこととされている。

また、農薬取締法第13条第1項の規定に基づく立入検査についての農林水産大臣と都道府県知事との役割分担は、農薬の販売により農作物等、人畜又は水産動植物の被害の発生が広域にわたる（複数の都道府県にまたがる）のを防止するため必要がある場合には農林水産大臣が、それ以外の場合は都道府県知事が行うこととされている（農薬取締法施行令（昭和46年政令第56号）第4条第3項）。

なお、農林水産大臣の立入検査権限は、地方農政局長に委任されている。

（注1） この都道府県知事の立入検査権限は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条に定める第1号法定受託事務とされている（農薬取締法第16条の4）。

（注2） この都道府県知事の立入検査権限は、地方自治法第2条に定める自治事務とされている。

- ② 一方、毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）の販売業者に対する立入検査は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「毒劇物取締法」という。）第17条第2項に基づき、都道府県知事（ただし、その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては市長又は区長。以下これらを総称して「都道府県等」という。）が行う（注）こととされている。

（注） この都道府県等の立入検査権限は、地方自治法第2条に定める自治事務とされている。

### b 立入検査の実施に関する厚生労働省及び農林水産省の実施方針

- ① 厚生労働省及び農林水産省は、農薬及び毒劇物の販売業者に対する立入検査を円滑に実施するため、都道府県知事に対して「毒物及び劇物取締法及び農薬取締法に基づく販売業者に対する立入検査の円滑な実施について」（平成6年8月29日付け薬発第735号・6農蚕第3582号厚生省薬務局長・農林水産省農蚕園芸局長連名通知。以下「薬務局長・農蚕園芸局長通知」という。）を発出している。薬務局長・農蚕園芸局長通知では、i) 立入検査の対象事業者の選定に当たっては、事前に衛生部局及び農林部局が調整を行う等により、特に指導監督上の必要がある場合を除き、同一の販売業者に対して同一年度に立入検査が重複して実施されることのないようにすること、ii) やむを得ず重複して実施せざるを得ない場合は、検査実施日を調整して合同で実施するように努めるよう規定している。
- ② また、厚生労働省及び農林水産省は、農薬による事故等の発生を極力防止し、国民生活の質的向上を図ることを目的として、毎年、「農薬危害防止運動」を実施している。平成17年度は、「平成17年度農薬危害防止運動実施要綱」（17年5月30日付け薬食発第053001号・17消安第1790号厚生労働省医薬食品局長・農林水産省消費・安全局長連名通知）に基づき、6月1日から1か月間にわたって行われている。

上記要綱では、「販売者に対する立入検査の実施に際しては、農薬取締担当部局と毒劇物取締担当部局との間で連携を密にする。」と規定されている。

#### c 立入検査の実施状況

毒劇物に該当する農薬を販売している業者に対する毒劇物取締法に基づく都道府県等の立入検査及び農薬取締法に基づく都道府県の立入検査の実施状況について、抽出した9都道府県における平成16年4月から17年9月の間の実績を調査した結果は、次のとおりである。

- ① 3都道府県では、関係部局において事前に調整が行われており、その結果、重複検査は行われていない。
- ② 6都道府県において農薬取締法担当部局と毒劇物法担当部局と

による重複検査が 43 事業者みられた。

なお、このうち 4 都道府県では合同検査は行われていないが、2 都道府県では、農薬危害防止運動において合同検査が実施されている。

#### d 原因

重複検査が生じている原因は、薬務局長・農蚕園芸局長通知が発出されていることを承知していない都道府県もあるなど、同通知等の趣旨が都道府県等に徹底されていないことによるものと考えられる。

#### e 関係事業者の意見

今回調査した 9 都道府県による農薬取締法及び毒劇物取締法による立入検査を受けた事業者の中から 21 事業者を抽出し、合同検査の実施等に関する意見を聴取した結果は、次のとおりである。

- ① 合同検査を受けたことのある事業者（6 事業者）は、すべて引き続き合同検査の実施を希望している。
- ② 重複検査を受けたことのある事業者（15 事業者）のうち 7 事業者は、短時間の立入検査であることなどから、特段の負担は感じていないとして単独実施の方が良いとしている。他方、合同の場合には 1 回の対応で済むことから合同検査を希望しているものが 4 事業者、どちらでもよいとしているものが 4 事業者みられた。

### イ 立入検査の実施方法について、関係機関の連携・調整を図るよう本省から指示する必要がある事例 (事例)

簡易ガス事業者に対する経済産業局と産業保安監督部の立入検査（経済産業省）

#### a 立入検査の概要

簡易ガス事業者に対する立入検査は、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 47 条に基づき、経済産業大臣が行うこととされているが、この権限は、供給地点を管轄する経済産業局長又はガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に委任されている（ガス事業法施

行令（昭和 29 年政令第 68 号）第 13 条第 29 号）。

両者の役割分担は、供給約款の整備・掲示、料金請求額の算定等の事業に関する事項は経済産業局長が、保安点検、保安教育等の保安に関する事項は産業保安監督部長が、それぞれ行うこととされている。

（注） 産業保安監督部が設置された平成 17 年 4 月 1 日以前は、経済産業局内の関係課が立入検査を実施していた。

#### **b 立入検査の実施に関する経済産業省の実施方針**

簡易ガス事業者に対する立入検査の実施方法に関しては、経済産業省本省の指導通達等は発出されておらず、どのように行うかは、各経済産業局長及び産業保安監督部長に一任されている。

産業保安監督部が行う立入検査は、産業保安業務を一元的に担当させるため、平成 17 年 4 月に産業保安監督部が設置された趣旨を踏まえ、保安検査の信頼性を確保する観点から行われることが重要である。

#### **c 経済産業局及び産業保安監督部における立入検査の実施状況**

簡易ガス事業者に対する経済産業局及び産業保安監督部の立入検査の実施状況について、9 地区（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州及び沖縄）について、当該地区を管轄する 9 経済産業局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）及び 9 産業保安監督部（支部等を含む。以下同じ。）における平成 16 年 4 月から 17 年 9 月の実績を調査した結果、次のとおり各地区において区々となっており、同一事業者に対して同一年度内に両機関が独自に立入検査を行っているものが 6 地区でみられた。

- ① 2 地区（四国及び九州）では、立入検査の対象事業者に関する事前の連絡・調整を行うこととしておらず、その結果、同一事業者に対して同一年度内に両機関がそれぞれ独自に立入検査を計 16 事業者実施している。
- ② 1 地区（沖縄）では、両機関が同一の事業者に対して立入検査を行う場合は、できるだけ近接した別の日に行うこととしており、その結果、平成 16 年度に両機関が立入検査を行った 8 事業者は、すべて同一事業者に対して同一年度内に両機関がそれぞれ独自に実

施した立入検査となっている。

③ 3地区（北海道、中部及び近畿）では、同一事業者に対して同一年度内に両機関がそれぞれ独自に立入検査を行わないよう調整するとの方針を有しているとしているが、結果として、合同検査の実績はなく、同一事業者に対して同一年度内に両機関がそれぞれ独自に立入検査を実施しているものが計6事業者みられる。

④ 3地区（東北、関東及び中国）では、同一事業者に関し両機関が立入検査に入る場合、原則として両機関による合同検査を行うこととしており、その結果、計114事業者の合同検査が行われている。

なお、同一事業者に対して同一年度内に両機関がそれぞれ独自に立入検査を実施した実績はない。

#### d 原因

同一事業者に対して同一年度内に両機関が独自に立入検査を行っているものがみられるなど簡易ガス事業者に対する立入検査実施方針が各地区で区々となっている原因は、経済産業局及び産業保安監督部が行う簡易ガス事業者に対する立入検査の実施方法について、本省が特段の実施方針等を示さず、地方支分部局がそれぞれ独自に実施方針を策定していることによるものと考えられる。

#### e 関係事業者の意見

今回、調査した9経済産業局及び9産業保安監督部の立入検査を受けた事業者の中から15事業者を抽出し、合同検査の実施等に関する意見を聴取した結果は、次のとおりである。

① 合同検査を受けたことのある事業者（7事業者）は、すべて引き続き合同検査の実施を希望している。

② 同一年度内に両機関がそれぞれ独自に実施した立入検査を受けたことのある事業者（8事業者）のうち5事業者は、合同立入検査の場合には、1回の対応で済むとして、合同検査の実施を希望しているが、単独実施の方が良いとしているものが1事業者、どちらでも良いとしているものが2事業者ある。

(参考)

今回、地方支分部局等の立入検査の実施状況を調査する過程で、立入検査ではないものの、法律に基づく制度の遵守状況を監視するために行われている店頭調査において、次のとおり、同一事業者に対して同一年度内に複数の行政機関がそれぞれ店頭調査（以下「重複調査」という。）を実施しているものがみられた。

**地方農政局と都道府県による食品表示の監視業務（食品表示店頭調査）**  
**（農林水産省）**

**a 食品表示店頭調査の実施方法**

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下「JAS 法」という。）に基づく食品表示の適正化を推進するため、地方農政局（沖縄総合事務局及び地方農政事務所を含む。以下同じ。）と都道府県は、食品表示の監視業務として、店頭及び卸売業者における生鮮食品に対する表示の実施状況、原産地の表示の真正性の確認等（以下「食品表示店頭調査」という。）を行っている。

この食品表示店頭調査を円滑かつ適切に行うため、農林水産省は、「平成 16 年度食品表示店頭調査に係る都道府県との調整マニュアル」（平成 16 年 2 月農林水産省消費・安全局表示・規格課。以下「調整マニュアル」という。）を策定している。このマニュアルは、「食品表示の監視業務の取組の一層の推進を図るため、都道府県との間の緊密な連携を行い、効率的・合理的な店頭調査の実施を円滑かつ適切に行うために定めた」とされており、平成 17 年度以降も引き続き当該マニュアルに沿った運用が行われている。

調整マニュアルにおいては、店頭調査は、JAS 法に基づく食品表示に係る国と都道府県との役割分担を踏まえつつ行うこととされている。

具体的には、i) 都道府県は、一の都道府県の区域のみに工場、店舗等を有している事業者（以下「県域事業者」という。）の店舗を調査し、ii) 地方農政局は、複数の都道府県の区域に工場、店舗等を有している事業者（以下「広域事業者」という。）の店舗を調査対象と

するとともに、県域事業者については、毎年2月から3月にかけて次年度の地方農政局の調査予定店舗名簿を基に都道府県と調整し、調整が整ったものについてのみ調査を行うこととしている。

#### **b 地方農政局及び都道府県における食品表示店頭調査の実施状況**

9 地方農政局における平成16年4月から17年9月の食品表示店頭調査の実施状況を調査した結果、4 地方農政局（関東及び北陸農政局並びに大阪及び広島農政事務所）において、都道府県の食品表示店頭調査と同一の事業者（広域事業者を含む。）に対し、重複調査を実施しているものが計55事業者みられた。

#### **c 原因**

重複調査が生じている原因は、i) 県域事業者については、調整マニュアルに定められた手順で調整を行うこととされているものの、地方農政局及び都道府県にその趣旨が徹底されていないこと、ii) 広域事業者については、地方農政局と都道府県との間で調整を行い、調整が整ったものについてのみ調査を行うとの方針が調整マニュアルに明示されていないことによるものと考えられる。

#### **d 関係事業者の意見**

今回調査した8 地方農政局（注）管内で食品表示店頭調査を受けた事業者の中から22 事業者を抽出し、合同調査の実施等に関する意見を聴取した結果は、次のとおりである。

- ① 合同調査を受けたことのある事業者（13 事業者）のうち、「合同実施を希望する」ものが3 事業者、「合同実施又は単独実施のどちらでも良い」が9 事業者、「単独実施の方が良い」としているものが1 事業者となっている。
- ② 重複調査を受けたことのある事業者（9 事業者）のうち、単独実施を希望しているものが6 事業者、合同実施を希望しているものが2 事業者、どちらでも良いとしているものが1 事業者となっている。

（注） 北海道農政事務所管内においては、北海道との間で食品表示店頭調査の合同実施の事例や重複調査を実施しているという事例もないことから、事業者からの意見聴取は行っていない。

## ウ 立入検査時に徴する資料の簡素化が必要な事例

### (事例)

#### 医療法に基づく立入検査時に徴する事前提出資料等の様式の統一等 (厚生労働省)

##### a 病院等に対する立入検査

医療法（昭和23年法律第205号）第25条第3項に基づく病院等への立入検査は、厚生労働大臣の委任を受けた地方厚生局長が、また、同条第1項に基づく病院等への立入検査は、都道府県知事等が行うこととされている。両者の役割分担は、地方厚生局が特定機能病院（注1）を、都道府県等が医療法に基づくすべての病院等（特定機能病院を含む。）を対象に、それぞれ行うこととされている。

（注1） 特定機能病院とは、高度の医療を提供する能力を有すること等の要件を満たすものとして、医療法第4条の2の規定に基づき厚生労働大臣の承認を受けた病院のことである。

地方厚生局の立入検査は実施要領、都道府県等の立入検査は検査要綱に基づいて行うこととされている（注2）。

（注2） 地方厚生局の立入検査の実施方法等については、厚生労働省本省により毎年度「特定機能病院の立入検査実施要領」（平成17年度の場合は、17年3月25日付け厚生労働省医政局指導課通知。以下「実施要領」という。）が定められている。

都道府県等の立入検査の実施方法等については、厚生労働省本省により毎年度「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」（平成17年度の場合は、17年2月厚生労働省医政局。以下「検査要綱」という。）が定められている。

地方厚生局は、実施要領に基づき、原則として年1回、都道府県等と合同で実施できるよう調整を図ることとされ、原則として厚生労働省本省が示す調査表（以下「立入検査調査表」という。）に基づいて行うこととされている。

都道府県等は、検査要綱に基づき、病院施設に関する基本的事項に係る調査表（以下「施設表」という。）等に基づいて行うこととされている。

このほか、特定機能病院は、医療法第12条の3に基づく業務に関する報告書（以下「業務報告書」という。）を毎年度厚生労働大臣に提出することが義務付けられている。

## **b 特定機能病院に対する立入検査の際に徴する資料の簡素化**

特定機能病院に対する7地方厚生局及び9都道府県等の立入検査の実施状況（平成16年度及び17年度）を調査した結果、次のような状況がみられた。

### **(a) 業務報告書の活用**

地方厚生局は、特定機能病院に立入検査を行う場合、立入検査の対象病院に立入検査調査表を示し、診療科名、医師等の人員配置、集中治療室等の施設の構造設備の状況などの立入検査に必要な基礎的情報を記入の上、事前に提出するよう求めている（調査した7地方厚生局のすべて）。

しかし、立入検査調査表に記入を求めている事項のうち、開設者名、入院患者及び外来患者の数（前年度の一日平均）、紹介率、診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理・閲覧（閲覧件数・閲覧者別内訳）、高度の医療の提供の実績等（特定疾患治療研究事業取扱患者数）等については、厚生労働省本省が毎年度、病院から直接本省に提出を求めている業務報告書で把握が可能であり、病院側に立入検査表への記入を求める必要性に乏しい。

### **(b) 地方厚生局及び都道府県等が徴している資料の簡素化**

特定機能病院に地方厚生局と都道府県等が立入検査を行う場合、地方厚生局は立入検査調査表を、また、都道府県等は特定機能病院以外の病院と共通の様式である施設表の提出をそれぞれ求めている。

しかし、両表を比較すると、病院の開設に係る基本的事項（施設名、開設者、開設年月日、管理者氏名、許可病床数及び1日平均入院・外来患者数）と特定機能病院としての要件に係る事項（標榜診療科目、医師等の人員配置、施設の構造設備）は、ほぼ同様の内容となっており、様式を共通化するなどにより、立入検査対象病院の負担軽減を図ることが可能となっている。

## **c 原因**

立入検査に際して事前提出を求めている調査表等の記載内容が重

複したものとなっている原因は、上記 b (a)では業務報告書の内容を地方厚生局が把握できる仕組みが設けられていないこと、 b (b)では厚生労働省において、特定機能病院に対する立入検査を行う場合の病院側の負担についての認識が必ずしも十分ではなく、負担軽減の観点からのチェックがこれまで十分行われてこなかったことによるものと考えられる。

#### d 関係事業者の意見

今回、調査した9特定機能病院から、地方厚生局及び都道府県等が立入検査に際して事前提出を求めている立入検査調査表及び施設表並びに厚生労働大臣に提出している業務報告書の様式に関して意見を聴取した結果は、次のとおりである（複数回答）。

- ① 業務報告書と立入検査の際の調査表とは重複した部分があるので、業務報告書を立入検査の際に活用することで、調査表の記載内容を簡略化し、病院の事務負担を軽減してほしい（5病院）。
- ② 立入検査の際に地方厚生局及び都道府県等がそれぞれ事前提出を求めている調査表は記載事項に重複部分があり、できる限り共通の様式とすることで病院の事務負担を軽減してほしい（6病院）。

#### エ 立入検査の結果把握された情報交換の推進が必要な事例

同一事業者を対象として、複数の機関により実施されている立入検査の中には、より効果的・効率的な立入検査を行うため、立入検査結果、法令違反又はそのおそれのある情報を得た場合には、相互に情報交換を行うよう厚生労働省及び農林水産省が都道府県に対して技術的助言を行っているにもかかわらず、これが励行されていないものがみられた。

##### （事例）

**農薬取締法に基づく立入検査結果の情報提供（厚生労働省、農林水産省）**

##### a 立入検査結果の関係部局への情報提供の仕組み

- ① 農林水産省は、農薬取締法に基づく立入検査結果の関係部局への情報提供について、都道府県に対し「農薬取締法に基づく立入検査

等に係る技術的助言について」(平成15年12月17日付け15消安第4251号農林水産省消費・安全局長通知。以下「消費・安全局長通知」という。)を発出し、次のような技術的助言を行っている。

- i) 農薬取締法に基づく立入検査の対象となる販売者及び農薬使用者を的確に把握するため、毒劇物取締法や食品衛生法等の担当部局との連携を図り、立入検査を効率的かつ効果的に実施すること。
  - ii) 立入検査の結果、検査対象者に法令に違反する行為その他不適切な行為があった場合には、当該検査対象者名、不適切な行為の内容、指導内容等について毒劇物担当部局、食品衛生担当部局その他の関係部局に情報提供を行うほか、都道府県の区域を管轄する地方農政局等又は北海道農政事務所に対し情報提供すること。
- ② 厚生労働省及び農林水産省は、薬務局長・農蚕園芸局長通知(前述ア事例2b参照)により、都道府県知事に対し、毒劇物取締法及び農薬取締法両法の規制を受ける販売業者に対する立入検査に当たっては、両部局で連絡を密にし、相互の立入検査結果等の活用を図るよう通知(助言)している。

#### **b 都道府県における農薬取締法に基づく立入検査結果の関係部局への情報提供の状況**

都道府県における農薬取締法に基づく立入検査結果の関係部局への情報提供について、9都道府県を抽出し、平成16年度4月から17年9月の状況を調査した結果は、次のとおりである。

- ① 都道府県の農薬取締法担当部局が単独で実施した立入検査105件のうち、6件(6事業者)は毒劇物取締法違反とみられるが、その内容について、重大な違反ではないとして、市の毒劇物取締法担当部局への情報提供は行われていない。
- ② 都道府県の農薬取締法担当部局が単独で行った立入検査42件のうち、4件(4事業者)では、保管庫の無施錠や分別管理違反等の要改善事項の指摘(口頭注意)が行われているが、その内容について、重大な違反ではないとして、都道府県の毒劇物取締法担当部局への情報提供は行われていない。

## ｃ 原因

農薬取締法担当部局と毒劇物取締法担当部局との間で立入検査結果に基づく情報交換が行われていない原因は、消費・安全局長通知で示された、農林水産省の方針、薬務局長・農蚕園芸局長通知で示された厚生労働省・農林水産省の方針が、都道府県段階では十分徹底されていないことによるものと考えられる。

## オ 所見

したがって、関係府省は、立入検査を受ける事業者の負担を軽減するとともに、立入検査を効果的・効率的に行う観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 同一の事業者等に対し行政上密接に関係する複数の行政機関が立入検査を行う場合、重複検査等が行われることのないよう、
  - i) 海上運送事業者に対する総点検期間における立入検査については、関係地方支分部局に対し指導を徹底すること。(国土交通省)  
また、農薬等の販売業者に対する都道府県等の立入検査については、都道府県等に対し助言を行うこと。(厚生労働省、農林水産省)
  - ii) 簡易ガス事業者に対する経済産業局及び産業保安監督部の立入検査に関する実施方針等を示し、両機関に徹底すること。(経済産業省)
- ② 特定機能病院に対し厚生労働大臣への提出を求めている業務報告書の内容を地方厚生局が把握できる仕組みを設けるとともに、立入検査実施要領等で定めている地方厚生局と都道府県等が徴する調査表の様式の共通化等を行うこと。(厚生労働省)
- ③ 農薬取締法や毒劇物取締法に基づく立入検査の結果、法令違反の事実等の情報を得た場合は、その情報を都道府県等の毒劇物担当部局及び農薬取締法担当部局間で相互に情報交換し、情報の共有化を進めるよう助言を徹底すること。(厚生労働省、農林水産省)